

パブリックコメントの結果公表

様式3

施策担当課→市民活動団体支援課

案件名	「藤枝市空き家等対策計画」(案)
「藤枝市空き家等対策計画」(案)に対し、ご意見をいただきありがとうございました。提出された意見の内容(要約)及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。	

パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	3 人
(2) 提出された意見の数	4 件

意見の反映状況

(1) 反映した意見	件
(2) 既に盛り込み済みの意見	件
(3) 今後の参考とする意見	2 件
(4) 反映できない意見	2 件
(5) その他(質問含む)	件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	空き家の届出制度の導入など、空き家を早期に把握する制度の構築も必要である。	空き家の届出制度の構築につきましては、空き家の発生と権利の移動が同一時期とならないため、誰を義務者とするのかなど、制度化することは困難であると考えますが、空き家が早期に把握できる制度について検討してまいります。	今後の参考とする意見
2	藤枝市空き家対策等計画(案)は多岐にわたって方針、取組みが記述されています。全てが実施されることが望ましいところですが、限られた期間と推進体制を考えると、効果の高い取組みに絞り実施していく事が必要と思われれます。	藤枝市空き家等対策計画に記載の全ての取組みは、年次計画を定め積極的に実施してまいります。なお、効果の高いと思われる取組みを優先するよう年次計画を定めてまいります。	今後の参考とする意見
3	第5章 2 計画の目標値のうち目標3 総合相談会参加者数について 参加者数のみではなく、開催する回数を目標として設定していただきたい。	回数を行うことも必要ですが、多くの空き家所有者の方に参加いただくということを踏まえ、参加者数を目標値に設定しました。なお、総合相談会以外にも、空き家管理・活用相談員派遣制度により、空き家の利活用等の個別相談を実施してまいります。	反映できない意見

4	<p>一戸建て空き家の地区別集計により、分布状況は把握できるが、空き家対策計画を進めるためには、全ての空き家の状況を把握して、改修により利用が可能なもの、解体撤去が必要なものなど分類すべきである。</p>	<p>空き家は個人が所有しているものであり、今後の利活用については所有者が決めることとなりますので、市が一方向的に改修し活用するもの、除却すべきものに分類することに課題があります。空き家の状況に応じた改修や除却への助成制度などにより、所有者の意向に応じて空き家の対策を進めてまいります。</p>	<p>反映できない意見</p>
---	--	---	-----------------

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	<p>「藤枝市空き家等対策計画」(案)</p>
意見公表場所	<p>空き家対策室、市役所1F行政情報コーナー、岡部支所、文化センター、各地区交流センター、市ホームページ</p>
担 当 課	<p>藤枝市 都市建設部 空き家対策室 空き家対策担当(担当者:海野、石川) 電話 : 054 - 643 - 3481 (内線:5202) 電子メール : kenchiku@city.fujieda.shizuoka.jp</p>